

# 「困ったなあ」

## 「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 離婚していない娘が別の男性の子を身ごもって…

娘のことでご相談です。娘は28歳。3年前に恋愛結婚をし、しばらくは仲が良かったのですが、性格の不一致というのか喧嘩が絶えなくなり、たまに暴力も振るわれるとかで、家を出て私たちの所に戻ってきて1年になります。私たちが古い家なので世間体もあり、話し合いをして、どうしても駄目ならさちちゃんと離婚したらとか言っていたのですが、夫が堅い所に勤めていて離婚は嫌だと言っているらしく、娘も一応毎月の仕送りは受けているし、パートにも行つて気ままにしているの、つい私たちも様子見をしていました。

ところが先日、娘の様子がおかしいので聞いたところ、妊娠したらいいと言うのです。いつのまによりを戻したのかと驚いたら、そうではなく、バイト先で知り合った男性と付き合い合っていて、その人の子だと言うのです。一体どうするのかと聞いたら、その人は独身で自分とすることも真剣に考えているので結婚するつもりだし、初めて出

来た子なので是非産みたいと言うのです。たしかに最初の子を中絶したら不妊になったという話も聞くと、私たちにも初孫になるので産んでほしいとは思っているのですが、なにせ籍は入ったままだし、一体どうすればいいのか分からず、恥ずかしい話ですが相談に参りました。

## A 子供は出生届を出せば法律上、夫の戸籍に。出生届を出さない方法もありますが、問題点も。

失礼ながら話を伺ってちょっと絶句してしまいました。最近親御さんが相談に見えられることが多いのですが、産む産まないは娘さんご自身の問題なので、娘さんから話を聞かないとなんとも答えられないというのが本当のところ。ですから以下はあくまで一般論としての回答になります。婚姻中に懐胎した子については、戸籍上の夫が父親であると推定され、この推定は離婚後300日以内の出産にまで及びます(民法772条)。子を手厚く保護しようとする趣旨なのですが、つまりは出生届を出せば自然に夫の戸籍に入ってしまうのです。夫は出生を知った時から1年以内に嫡出否認の訴えを起こしますが(774条、777条)、それを過ぎれば夫の子のままです。いずれにしても再婚したいのであればまずは離婚しなければ始まりません。早急に離婚協議に入らなくては。事情も話さざるをえないでしょう。激怒されて慰謝料を要求されるくらいは

当然覚悟せねばなりません。そのうえで6カ月を待てば再婚できます(733条)。もし別居中、夫との間にまったく性交渉がなかったというのであれば(あったのなら無理です)、あえて出生届を出さずにおいて、子を代理して夫に対して親子関係不存在確認の訴えを起こすのが、現行法下で考

えうる最良の方法かと思えます。その際の問題点は2つ。届を出さないことが過料(刑罰ではありません)の対象になりうるのと、もう1つは子供の医療について保険適用がなく自費になるということです。今はDNA鑑定もあるので、父子関係の不存在を認めるのは簡単です。そのうえで出生届を出して本当の父親に認知してもらえば、再婚後嫡出子の扱いとなります(789条)。しかし、子供の養育は大変なこと。ちゃんと育てられるのでしょうか。人道的にはあまり勧められないのですが、中絶してきちんと離婚し、そのうえで付き合つて出産すべきではないでしょうか。ただし母体保護法に定められた合法的な中絶期間は22週までです。人命がかかっているの、一刻も早く対処されることを願います。

